

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和4年6月6日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
7	有限会社吉野水道工事店	千葉県茂原市茂原568番地	吉野 孝	有限会社吉野水道工事店	千葉県茂原市茂原568番地	令和4年5月27日
180	有限会社村井設備	千葉県山武郡 九十九里町作田5283番地	村井 元治	有限会社村井設備	千葉県山武郡 九十九里町作田5283番地	令和4年5月31日